第二条　輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一号中「ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるもの」を「その射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの」に改める。

以上運搬することができるもの」を「その射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第三条　外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十八年経済産業省令第百一号）の一部を次のように改正する。

題名中「売買」の下に「、貸借又は贈与」を加える。

「第十七条第二項第二号イ」を「第十七条第二項第二号イ」に改め、「売買」の下に「、貸借又は贈与」を加え、「ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるもの」を「その射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの」に改める。

第四条　仮に陸揚げした貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十八年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

「ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるもの」を「その射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの」に、「需要者又は」を「需要者若しくは」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経済産業省組織規則の一部改正）

第三条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）を次のように改正する。

第二十一条第二項第二号中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、取引の下に「又は行為」を加える。

別紙様式第３（第１条関係）

根拠法令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経　済　産　業　省

役　務　取　引　許　可　申　請　書

経　済　産　業　大　臣　殿

申請者記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担　当　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請年月日	
※許可年月日	
※許可番号	
※有効期限	

下記のとおり申請します。

１．取引の概要

⑴取引の相手方の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑵取引の相手方の住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑶役務取引期間＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑷利用する者の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑸利用する者の住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑹役務の内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑺取引の相手方が技術情報を受領する場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．支払等の関係

⑴（△支払、△支払の受領、△支払及び支払の受領）の別

⑵支払等の金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑶支払等の時期＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑷支払等の相手方の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑸支払等の相手方の住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※上記申請は、

- 外国為替及び外国貿易法第25条第　項の規定により
- 外国為替令第18条第４項の規定により
- 外国為替令第18条の３第２項の規定により

→ 許　可 ｜ する。しない。

- 外国為替及び外国貿易法第25条第　項及び第67条第１項の規定により
- 外国為替及び外国貿易法第67条第１項及び外国為替令第18条第４項の規定により
- 外国為替及び外国貿易法第67条第１項及び外国為替令第18条の３第２項の規定により

→ 下記の条件を付して許可する。

条　件

経済産業大臣の記名押印

資　格＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記名押印＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏面）

注意

1　※印のある欄は記入しないこと。

2　「利用する者の氏名又は名称」及び「利用する者の住所・居所又は所在地」の欄は利用する者が確定していない場合「未定」と記入すること。

3　△印のうち不必要なものは抹消すること。

4　外国為替及び外国貿易法第25条第５項の規定による役務取引許可申請については「２．支払等の関係」欄は記載する必要はない。

5　「取引の相手方が技術情報を受領する場所」は、外国為替及び外国貿易法第25条第１項の規定による許可を受けようとする場合に、取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所（当該取引において特段の定めがなければ、当該相手方の住所、居所又は所在地がある外国の名称その他）を記入すること。

6　記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。

7　用紙の大きさはＡ列４版とすること。

8　記名押印をする者は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。